

裁 決 書

審査請求人

石川県小松市

代理人

石川県小松市

処分庁 小松市社会福祉事務所長

審査請求人が平成23年2月28日に提起した生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対して行った平成23年1月4日付け保護申請に対する却下処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成23年1月4日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人は、次のことを理由に本件処分は相当でないとして、その取り消しを求めている。

- (1) 野宿生活を送っていた請求人は、住まいや生活費など仕事を得る基盤もなく、また、心筋梗塞の治療も必要なため、「石川ホームレス自立支援ネットワーク」の■■■■氏の支援のもと、小松市の正光寺を仮の住まいとした上で、平成22年12月3日に処分庁に対して、保護を申請した。
- (2) 請求人は生活習慣を正し、生活再建を果たすべく、ハローワークに通い始め、飲み仲間だった悪い友人とも縁を切り、「石川ホームレス自立支援ネットワーク」の生活相談のもと生活し始めたところであった。
- (3) 請求人は体調が悪く、「薬の内服が必要」であることから、稼働能力はあっても医療的サポートは必要であった。
- (4) 住まいもなく、生活費もなく、仕事を見つける基盤のない者に対しては、現状からの脱却と人間らしい生活がまず必要なのであり、稼働能力の発揮はその後のはずである。
- (5) 「稼働能力があるのに、働く意思がない」と判断した小松市の本件処分は、一人の疾患を持つ人間の生存権を保障するに妥当な判断だったとは、到底考えられない。

3 処分庁の弁明

処分庁は、平成23年3月15日付け弁明書を提出し、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めている。

- (1) 平成22年12月3日に請求人から生活保護申請があり、処分庁はこれを受理し、請求人に対し、求職活動状況申告書を渡した。
- (2) 同年12月14日に請求人が求職活動状況申告書の提出のため処分庁に来所し、次のとおり報告を行った。

月 日	会社名	仕事内容	会社との接触方法
12月 6日	永原建設	営業	電話での問い合わせ

12月 7日	小松精練	染色加工	電話での問い合わせ
12月 8日	山崎工業	とび、重量作業	電話での問い合わせ
12月10日	やまと	皿洗い	電話での問い合わせ

- ① 小松駅に置いてあるハロー求人を見て、下記のとおり審査請求人が公衆電話で問い合わせを行った。
- ② ハロー求人は問い合わせをした後、元に戻っていたため、いつ発行されたものを見たのか分からない。
- ③ 住宅手当が支給中止となった時に、ハローワークカードを捨ててしまい、それきりになっているため、ハローワークに行けない。
- ④ 連絡先がないため、採用がもらえない。

処分庁は下記のとおり、審査請求人に伝えるとともに、了承を得た。

- ① 小松駅からハローワークは近いため、小松駅まで行けるのであれば、ハローワークで仕事を探すこと。
- ② ハローワークで、ハローワークカードの再発行をしてもらうこと。
- ③ ハローワークへは求職活動状況申告書を持参し、確認印を押してもらうこと。
- ④ 正光寺（代理人宅）にいる間は、正光寺の電話を請求人の連絡先にしてよいか相談すること。
- ⑤ （新しい求職活動状況申告書を渡し、）1週間後、報告に来庁すること。

(3) 処分庁は、12月27日に本件に関するケース診断会議を開催した。

本会議において、平成22年12月14日の求職活動状況申告書の提出から1週間経過しても請求人が処分庁に来庁しないことから、

- ① 請求人に対して求職活動状況申告書の提出を促すこと、
- ② その報告内容により、請求人が求職活動に前向きな姿勢を示さない場合は申請を却下せざるを得ない旨を決定し、代理人に伝達した。

(4) 12月28日に請求人が求職活動状況申告書の提出のため処分庁に来所し、次のとおり報告を行った。

月 日	ハローワーク確認印	求 職 内 容
12月16日	有	まつさき旅館へ問い合わせ
12月17日	有	大京へ問い合わせ
12月20日	有	求人検索のみ

- ① 約束の日に来所しなかったのは、忘れていたためであった。

- ② 12月20日以降は風邪を引いていたため、暖かいところ（平和堂等）にいた。
- ③ 12月20日以降も小松駅でハロー求人を見ていた。
- ④ ハロー求人を見て、自分に該当するものがなかったため、ハローワークに行くまでもないと判断した。

処分庁がハローワークのインターネットサービスで求人を数件印刷し、請求人に案内すると、請求人は次のとおり答えた。

- ① 寮がある仕事がいい。
- ② 視力がある仕事は難しい。
- ③ 長時間立ってられない。

処分庁が簡単に判断せず、案内した求人の中で請求人が出来そうな仕事がないか、よく見て欲しいと請求人にお願いすると、請求人は、「自分が社会福祉事務所よりもらった書類でわからないこと、疑問に思うことがあれば、■■■■氏に相談するよう言われているため、■■■■氏に相談した後でなければならない。」との回答があった。

同日、以下の内容により検診命令書を請求人に発行した。

検診を受ける場所 小松市向本折町ホ60番地
小松市民病院（内科・整形外科）

(5) 平成23年1月4日に、次のとおり検診結果の提出があった。

- ① 内科 診断名：深部静脈血栓症
稼働能力：普通就労可
- ② 整形外科 診断名：右脛骨高原前骨折の術後
稼働能力：普通就労可

処分庁は同日、本件に関するケース診断会議を開催し、次のとおり意思決定をした。

- ① 検診命令の結果、内科、整形外科ともに普通就労可であること、
- ② 請求人は、福祉事務所の指導に従わず、就職活動も十分でなく、今後、改善される見込みもないこと、
- ③ 法第4条第1項の要件を満たさないこと、
から、生活保護の申請を却下すべきである。

(6) 処分庁の意見

本件処分は、次の理由に基づき決定されたものであり、処分庁としての違法性、不当性はない。

- ① 法第24条第1項には、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定され、同条第2項には、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定され、同条第2項には、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定されている。

本件において、処分庁より請求人に対し、保護の要否及び決定の理由を書面にて通知していることから、手続的に違法性は認められない。また、当弁明書「4 本件処分に至るまでの経緯及び経過」で示したとおり、平成22年12月27日、平成23年1月4日のケース診断会議を経て、本件処分を決定しており、一職員が判断したことではない旨申し添える。

- ② 法第2条において「この法律の定める要件を満たす限り」と明記されており、また、法第4条第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」旨規定されている。

その他に、生活保護手帳別冊問答集2010問10-3には、「稼働年齢層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合」には、「能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えない。」と記載されている。

本件において、請求人の能力不活用とし、保護の要件を欠くと判断した理由については、下記のとおりである。

平成22年12月28日、請求人は小松市民病院内科で検診命令を受けており、診断名は「深部静脈血栓症」であるが、同日の時点で普通就労可との結果が出ている。よって、請求人は医学的に稼働能力があると判断する。

また、請求人は平成22年6月1日から平成22年8月31日まで生活保護を受給していた。その期間中、病院に受診できる環境にありながら、請求人は一度も病院に受診せず、請求人より、病院に受診したいとの希望もなかった。

その他、代理人より、「請求人は朝早く寺を出て、夕方に帰ってくる。サラリーマンのような生活をしている。」との発言がある。

平成22年12月16日、同年12月17日、同年12月20日には、請求人はハローワークで求職活動を行っている。

生活保護受給中に病院に受診していないこと、請求人は外に出ている時間が多く、実際ハローワークで求職活動も行えていることから、請求人には就労の阻害要因はなく、稼働能力があると判断する。

- ③ 平成22年12月14日に請求人が提出した求職活動状況申告書の報告内容について言及すると、同年12月6日に電話で問い合わせを行ったという永原建設であるが、請求人がハロー求人を見て問い合わせを行ったのが事実である

とすると、同年12月6日発行のハロー求人に掲載されていなければならないが、同年12月13日発行のハロー求人に掲載されている求人である。

ハローワークに確認したところ、ハローワークは永原建設の求人受付を同年12月9日に行っているため、同年12月6日に請求人が求人を知る方法がないと判断する。

同様に、小松精練及びやまと（皿洗い）は、同年12月8日にハローワークが求人受付を行い、同年12月13日発行のハロー求人に掲載されている。山崎工業は、同年12月8日にハローワークが求人受付を行い、同年12月9日、同年12月13日発行のハロー求人に掲載されている。請求人は、小松精練は同年12月7日に、山崎工業は同年12月8日に、やまと（皿洗い）は同年12月10日にハロー求人を見て、電話で問い合わせしていると報告している。

このことから、請求人が提出した求職活動状況申告書は虚偽の記載であると言わざるを得ない。

- ④ 平成22年12月20日以降、請求人はハローワークに行かなかった理由として、風邪を引いていたことを挙げた。しかし、20日以降も小松駅でハロー求人を見ていた等話し、請求人の主張は矛盾したものであり、ハローワークに行けなかった理由に正当性が見あたらない。

その他、平成22年9月1日からの住宅手当支給時に、審査請求人は生活態度を改めようとせず、自ら辞退したことがあったこと、それに対し、平成22年12月3日の生活保護申請日以降の請求人の言動を比べても、虚偽の求職活動状況申告書を提出するなど、求職活動に前向きな姿勢が見あたらないことなどから、総合的に、請求人は稼働能力の活用が十分でないと判断するものである。

以上により、手続的にも実体的にも処分庁としての違法性、不当性はないものである。よって、現状からの脱却と人間らしい生活がまず必要なのであり、稼働能力の発揮はその後のはずであるとする請求人の主張は失当であり、処分を取消す必要はない。

4 請求人の反論

- (1) 処分庁の弁明3-(2)について

請求人は、ハローワーク以外にもいろいろと仕事をさがしに行っていた。神社やお寺をまわって掃除の仕事がないか、いろいろと聞いていた。いくつか短時間のパートの仕事があった。

- (2) 処分庁の弁明3-(4)について

平成22年12月中は、長期のホームレス生活と心臓の病気のため、身体的にも精神的にも長時間の仕事が出来る状態ではなかった。正光寺で生活をするよう

になってから、ようやく体調も良くなり、平成23年1月以後は正光寺の参道など、4回以上の雪かきの仕事を行い、計2万円ほどの賃金を得ている。また、他の神社やお寺でいろいろなパートの仕事をした。

(3) 処分庁の弁明3-(6)について

① 正光寺に宿泊するようになった平成22年12月中は、まだまだ体調は悪かったが、それでも元気を出して毎日のように仕事をさがしに出かけていた。ハローワーク以外にもいろいろと短時間のパートの仕事をさがしていた最中であり、お寺の中で酒を飲んで大声を出すなど、お寺に迷惑をかけた事は一度もなかった。「朝でかけて夕方に帰るサラリーマンのような生活」というのは、そういう意味である。サラリーマンのような紳士な生活態度を言っている。

② 心臓などに重い病気があり、お金もなく、住む家もない小松市民に対し、生活保護法によって援助をあたえることは、この法律の立法の趣旨である。従って、小松市社会福祉事務所による平成23年1月4日付生活保護申請の却下処分は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとした日本国憲法第25条に違反しており、取り消されるべきである。

5 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

① 請求人は、「ホームレスをされていて無収入の為生活が出来ない」として、処分庁に生活保護を申請し、平成22年6月1日から生活保護を受給していたが、平成22年8月31日に保護廃止となった。

② 請求人は、平成22年9月1日から平成22年9月9日までの間、処分庁の下で、住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当を受給していた。

③ 請求人は、平成22年10月5日に小松駅でうずくまっているところを通報され、救急車にて小松市民病院に搬送された後、入院となり（下大静脈血栓症、腸管虚血の疑い）、同月8日に自己都合により退院した。

④ 平成22年12月3日、請求人は石川ホームレス自立支援ネットワークの■■■■氏とともに処分庁を訪れ、「仕事も家もなくお金がない」として生活保護を申

請したところ、処分庁職員より「わしが却下してやる」とカウンター越しにヒステリックに怒鳴られた。その後、この言動について、小松市ふれあい福祉課の課長などから、誤りであると訂正がなされた。

- ⑤ 平成22年12月14日、請求人は同月6日、7日、8日、10日に求職活動を行ったとする求職活動状況申告書を処分庁に提出した。

その際、処分庁は、①ハローワークにて仕事を探すこと、②ハローワークカードの再発行をしてもらうこと、③ハローワークへは求職活動状況申告書を持参し、確認印を押してもらうこと、④1週間後に求職活動状況申告書を提出すること、について指導した。

- ⑥ 平成22年12月21日、請求人は求職活動状況申告書を提出しなかった。

- ⑦ 平成22年12月28日、請求人は同月16日、17日、20日に求職活動を行ったとする求職活動状況申告書を処分庁に提出した。

処分庁は同日、請求人に対し引き続き求職活動を行うよう指導した。

- ⑧ 同日、処分庁は請求人の病状を把握するため、小松市民病院（内科、整形外科）にて検診を受けるよう検診命令書を発行した。

- ⑨ 平成23年1月4日に次の検診命令結果（平成22年12月28日付け）が確認された。

ア 内科 ・ 診断名：深部静脈血栓症
・ 診察の要否：通院治療を要する
・ 通院患者に対する療養指導上の注意
（ア）日常生活について：通院しながら稼働が可能
（イ）食事について：栄養補給＝要
・ 稼働能力：普通就労＝可

イ 整形外科 ・ 診断名：右脛骨高原前骨折の術後
・ 診察の要否：異常を認めない
・ 通院患者に対する療養指導上の注意
（ア）日常生活について：通院しながら稼働が可能
（イ）食事について：特に注意を必要としない
・ 稼働能力：普通就労＝可

- ⑩ 平成23年1月4日、処分庁は、本件のケース診断会議にて、検診命令の結果、内科、整形外科ともに普通就労可との診断であったこと、請求人は処分庁

の指導に従わず、就職活動も十分でなく、今後、改善される見込みもないため、生活保護の申請を却下することを決定し、同日付けで本件処分を行った。

(2) 判断

- ① 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

これは、いわゆる保護の補足性、すなわち生活保護は自らの力で最低生活を維持できない場合に行われるべきことを定めたものである。

- ② 稼働能力活用の要件については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、「①稼働能力があるかどうか、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」とされている。

また、「稼働能力があるか否か」の評価については、「年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」

「稼働能力を活用する意思があるか否か」の評価については、「求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が上記で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこと。」

そして、「就労の場を得ることができるか否か」の評価については、「上記で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」とされている。

- ③ これを本件について見ると、まず、「①稼働能力があるか否か」については、処分庁における請求人の稼働能力に関する評価は、普通就労可とする検診命令の結果や、平成22年12月時点においても請求人が求職活動を行うことができたこと等を根拠に、もっぱら身体的な稼働能力の有無という視点に基づき行われたものと思料される。

このため、保護申請前の一定期間においてホームレスであったと考えられる請求人の生活歴、職歴、居住歴等についても十分に把握・分析した上で、請求人の稼働能力の有無及びその程度について、総合的な評価がなされたとは言い難い。

④ 次に、「②稼働能力を活用する意思があるか否か」についてみると、処分庁においては、請求人の稼働能力活用の意思が不十分であったとする根拠として、平成22年12月14日付の求職活動状況申告書の記載内容に虚偽があった旨を主張しているが、処分庁に聞き取り調査をしたところによれば、当該事実が確認されたのは、平成23年3月であることを踏まえると、処分庁において、本件処分にあたって勘案した事実とは認定できないものである。

また、仮に当該申告書の記載内容に疑義があったとしても、平成22年12月28日付の同申告書によれば、処分庁の指導に基づき、請求人が同月16日から20日にかけて一定の求職活動を行っていた事実が認められることを踏まえれば、総合的に判断した場合、請求人において稼働能力を活用する意思が不十分であったとは必ずしも言えないと推認される。

⑤ 次に、「③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か」については、平成22年12月の有効求人倍率が全数で0.59倍（小松公共職業安定所管内）であったことを踏まえると、仮に、請求人が一定の稼働能力を有していたとしても、早期に就労の場を得やすい状況であるとは必ずしも言えないと推認される。

⑥ 以上から、処分庁において、請求人の稼働能力の不活用を断定するに十分な調査が尽くされているとは言い難く、稼働能力の不活用を理由にした本件処分は不相当であると判断される。

6 以上のとおり、請求人について、他に保護の要件に欠けるところはなく、本件審査請求は理由があるものと認められることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年4月18日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県

を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)